

第2期新城市空家等対策計画(案)パブリックコメント実施結果

	提出されたご意見	意見に対する市の考え
1	<p>空き家は資源です 特に歴史的価値のあるものはきちんと整備して、典型的百姓家、商家、武家屋敷などとして展示することを計画すべきです。 昔の土間、縁側、蚕室、竈など、先人の暮らしがわかる普通の家は貴重です。データ化するのであれば、それらも含めて利活用しないと、どんどん朽ちて処分されてしまいます。 そして、展示すべき建物をSNSでしっかり紹介し、インバウンドや、国内旅行者を招き入れます。 すると、宿泊施設が不足します。その宿泊施設の対応に、空き家や廃校を活用します。 施設が充実していないため、宿泊施設にならないと思われるかもしれませんが、『野宿ヨリまし』と考える旅行者もたくさんいます。 その空き家に竈やまき風呂(五右衛門風呂や長州風呂)があれば旅行者の関心も増すでしょう。夏はカヤや自然の風の通り道など、冬は、こたつや火鉢など昔の暮らしが、体験できる宿泊施設は貴重です。設備の整った近代的なホテルより、不便でも、貴重な体験ができる施設を望む旅行者もたくさんいます。ユースホステルのミーティングなど人とのふれあいを望む旅行者もいます。 すると、それらを管理・運営する人手がいります。すなわち、雇用が産まれます(シルバー人材の活用、市内の職を探す人材の働き口、市外の人材の受け入れなど)。これらの歴史的資産となった空き家を回るにはSバスを活用します。AIの活用により、要望に沿ったルート、時間設定を可能とします。貸し切りSバスや貸し切りタクシーも好ましい選択肢でしょう。これにより、Sバスやタクシーの需要が増せば、雇用の増加につながります。 空き家巡りだけでなく、歴史的施設(古城跡など)や自然(滝や板敷川、乳岩峡など)あるいは四谷千枚田や鳳来寺山など有り余る自然と組み合わせたツアーなども旅行者の歓心と呼ぶでしょう。特に滝は『阿寺の七滝』や『鳴沢の滝』などの有名なものや徳定の秘境『白滝』(東三河一の落差とか)など知られざるものまで含めればどれほどの滝があるのか、わたくしも楽しみです。古城や滝めぐりなどはスタンプラリーも企画すれば関心はさらに増すことでしょう。本の出版やデジタル書籍化も考えられると思います。 せつかく移住の気持ち芽生えても、それを萎えさせるのが、生活環境です、医者、学校、買い物など、様々な不便を克服する必要があります。 学校はSバスの活用が考えられます。幼稚園バスのように、各家の前まで行って送迎することが重要です。買い物もSバスの利用が考えられますが、運転手が荷物を各家の中まで運ぶことも必要です、買い物をはしごするための一時保管冷蔵ロッカーをバスや各店舗に置くことも必要でしょう。医者はドクターヘリなど可能な設備・システムを導入することが必要ですが、医者いらずの健康な生活を作ることも必要です、双方向インターネットによる対話型健康相談・指導・検診などを導入する必要があります。車椅子利用者が乗れることも必要でしょう。 イベントの開催も必要でしょう、様々な企画があり、すでに実施されていますが、さらに、空き家宿泊施設とリンクさせましょう。四谷千枚田をはじめ、休耕田や耕作放棄地の畑を活用した農業体験を旧農家の空き家で泊まりながら体験するイベントも貴重でしょう。中には、イベントを体験して空き家や農地を借りて移住して、農業をしたいという人も出てくるでしょう。 廃校を活用した合宿地、体育館で各種競技のトレーニングができる環境を整備する。 また、雁峰山の新城スカイパークからのパラグライダーを市のスポーツとして、大々的にPRし、日本大会、世界大会を開催する。それにより、日本国内や世界から多くの人が集まり、経済効果が期待できる。それらの宿泊施設として空き家の活用が期待できる。『パラグライダーのまち新城』として魅力がます。 これらにより、空き家の有効活用、魅力ある新城の将来像が見えてきます。</p>	<p>意見に対する市の考え 貴重なご意見ありがとうございます。 各施策が連動し、より魅力あるまちづくりができるように参考とさせていただきます。</p>
2	<p>1-4 所有者意向調査 (2)調査結果 (問11)今後の活用について 空き家の今後の活用について、「売却したい」が24.6%と一番高い回答割合となっているが、その一方、現在の「新城市空き家バンクポータルサイト」の掲載件数があまりにも少なく、移住希望者が検討するに値しない状況である。 新城市の空き家、空き地の利活用については、行政と民間事業者、まちづくりNPO法人等と協働して空家バンク事業やランドバンク事業等を構築していくべきであると考える。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 本市には空き家に関する連携協定を締結した愛知県宅地建物取引業協会に運営をお願いしている「新城市空き家バンクポータルサイト」のほか、移住定住等支援協力事業者からの物件情報を掲載する「移住定住不動産情報」のホームページを開設しています。空き家所有者様が売却に向けてより柔軟に動き出せるよう、今後も制度や協力事業者の周知など検討してまいります。</p>

	提出されたご意見	意見に対する市の考え
3	<p>3-4 空き家対策の取組体制 (1) 市内の体制</p> <p>空き家対策の取組体制として、窓口の一元化や関連各課における情報の共有を図り、市内各部局の連携を強化するとの記載があるが、空き家に関連する部局については、環境部局(特定空き家等)、防災部局(防犯防災上危険空き家)、税務部局(固定資産税関係)等もあると思われる。市内における事務分担を明記すべきではないか。</p> <p>また、空家特措法第8条第1項の規定に基づく空家等対策協議会の設置方針は旧対策計画にも記載されているが、設置が進んでいない。協議会構成員の具体的な記載をするべきではないか。</p>	<p>意見に対する市の考え</p> <p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>ご意見のとおり、空き家に係る諸問題は1軒の空き家であっても多分野にわたります。そのため、本市では市内における分野横断的な対応の検討や情報共有の場として、副市長や諸問題に関係する部長や課長職からなる新城市空家等対策市内委員会と、その下部組織に当たり関係係長からなる空家対策市内ワーキンググループを設置しています。今後も案件に応じ、また必要な場合には市内各課で多角的に柔軟な対応を図りたいと考えるため事務分担については明記しない考えです。</p> <p>また、空家特措法第8条第1項に基づく協議会については平成28年4月に市長や司法書士、弁護士、市議会議員、建築士などの専門家、地域住民からなる新城市空家等対策協議会を設置しています。委員については任期内に協議いただくと想定する内容を勘案し、空家特措法第8条第2項や国土交通省より告示されている指針を参考に柔軟に対応できるよう計画内では具体的に定めない考えです。</p>